

## 茅ヶ崎市農業委員会委員募集要項

### 1. 募集人数

14名

### 2. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### 3. 身分

茅ヶ崎市の特別職の非常勤職員

### 4. 職務内容

次の事項に係る会議（月2回程度）や農地での現場活動に従事します。

- (1) 農地の権利移動の許認可及び農地転用の審査業務
- (2) 農地に関わる証明
- (3) 農地等の利用の最適化の推進
  - ① 担い手への農地利用の集積・集約化
  - ② 遊休農地の発生防止・解消
  - ③ 農業への新規参入の促進
- (4) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導
- (5) 農地の利用状況調査
- (6) 各種会議への参加
- (7) 地域計画等の各種計画の推進
- (8) その他農業委員会が必要とする活動

### 5. 委員報酬

会長	月額51,000円
会長代理	月額42,500円
委員	月額41,000円

### 6. 推薦を受ける者及び応募をする者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 7. 推薦及び応募に係る手続き

(1) 該当する申込書に必要事項をご記入のうえ、持参により、茅ヶ崎市経済部農業水産課又は茅ヶ崎市農業委員会事務局へご提出ください。

- ア 個人が推薦する場合 推薦申込書（個人用）（第1号様式）
- イ 法人又は団体が推薦する場合 推薦申込書（法人又は団体用）（第2号様式）
- ウ 応募する場合 応募申込書（第3号様式）

(2) 提出書類の入手方法

茅ヶ崎市経済部農業水産課又は茅ヶ崎市農業委員会事務局（市役所本庁舎3階）の窓口にて備えているほか、次の茅ヶ崎市ホームページからもダウンロードできます。

◆茅ヶ崎市ホームページ◆<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

(3) 提出先

茅ヶ崎市経済部農業水産課  
茅ヶ崎市農業委員会事務局

## 8. 推薦及び応募の受付期間

令和8年2月19日（木）から令和8年3月19日（木）まで

※市役所開庁日の8時30分から12時まで、13時から17時までに提出してください。

## 9. 選考方法

推薦及び応募による委員候補者数が募集人数を超えた場合又は市長が必要と認めた場合は、提出された書類をもとに、茅ヶ崎市農業委員会委員選考委員会において選考を行い（必要に応じて面接を行う場合があります。）、令和8年第2回市議会定例会に任命議案として提案します。

結果については、令和8年7月上旬頃に、推薦した者、推薦を受けた者及び応募をした者全員に文書で通知します。

## 10. 推薦・応募内容の公表

法令の規定に基づき、推薦及び応募の受付期間の中間及び終了後に、茅ヶ崎市ホームページ等で次の事項について公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否か別
- (5) 推薦又は応募の理由

- (6) 推薦をする者が、当該推薦を受ける者について茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員に推薦しているか、又は応募する者が茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (8) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

#### 1 1. 農業委員候補者等の個人情報の取り扱いについて

- (1) 推薦及び応募申込書に記載した個人情報を確認するため、関係市町村に対し、戸籍情報・住民記録等を照会することがあることについて、推薦及び応募申込書の提出をもって同意したものとみなします。
- (2) 推薦及び応募申込書に記載した個人情報を公表することについて、推薦及び応募申込書の提出をもって同意したものとみなします。

#### 1 2. 問い合わせ先

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 農業水産課又は農業委員会事務局  
TEL: 0467-81-7214 (直通)